

住宅用火災警報器を設置しましょう！

奥能登広域圏管内では、火災予防条例によりつぎのとおり設置することとなっています。

新築の住宅 平成18年 6月1日から設置が義務となっています。

既存の住宅 平成20年 6月1日から設置が義務となっています。

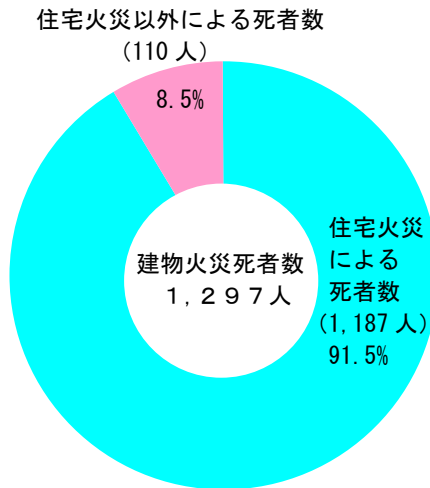
必要な場所 「寝室」や「寝室がある階の階段」の「壁」や「天井」に設置が必要です。

この他にも、条件によって設置が必要になる場所や、設置が免除になる場合がありますので、お近くの消防署へお問い合わせ下さい。

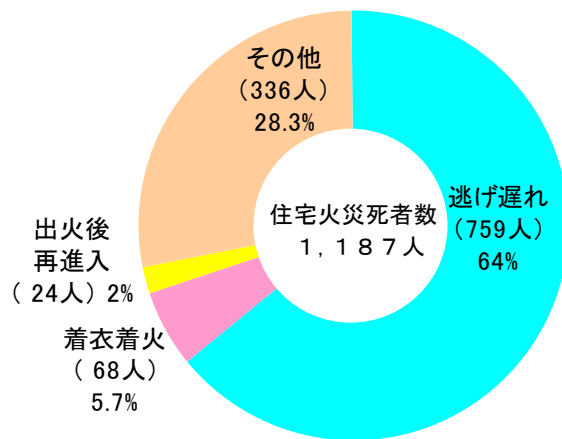


火災の早期発見が重要です

建物火災に占める住宅火災の死者数



住宅火災で死に至った経過別死者数の割合



消防庁調べ平成18年中：放火自殺者等を除く

建物火災の死者数の約90%は住宅火災が原因です。この住宅火災による死者数の約64%は「逃げ遅れ」が原因です。

奏功事例

事例1

女性（90歳代）が1階の居室で、仏壇のろうソクに火をつけたまま就寝してしまい、ろうソクが転倒したのに気付かず、周囲の可燃物に着火、火災に至った。2階で就寝していた男性（30歳代）が住宅用火災警報器の鳴動に気付き、階段にでたところ煙が漂っており、1階におりたところ、仏壇から炎が上がっているのを発見、バケツと鍋で水道水をかけ消火した後、自宅の電話から119番通報を行なった。

事例2

男性（74歳）の一人暮らし宅で、就寝するためポータブル石油ストーブを消火したと思い、寝室で就寝中、住宅用火災警報器の鳴動により火災を発見し、隣人の助けを得て濡れ毛布2枚でポータブル石油ストーブを被い初期消火に成功する。

住宅用火災警報器を設置し、火災にいち早く気づき、素早く消火、通報、避難して、火災から大切な命と財産を守りましょう。

悪質業者に注意！

既存住宅は平成20年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要です。
この法令改正を利用した訪問販売などの悪質な業者によるトラブルに注意して下さい。

公的機関の職員が一般住宅を訪問し、
火災警報器を販売することはありません！

あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。
市町や消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。また、
特定の業者に販売を委託することもあります。業者の服装や言葉にごまか
されないようにしましょう。



「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！

訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐ契約をするのではなく、
本当に必要なものかどうかをよく考え、他の業者と見積もり比較するなど、
十分に考えましょう。

購入する時は？

消防設備業者の他、ホームセンターや電気店で取扱っています。
新築・改築の際には施工会社へお問い合わせ下さい。
警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があり、感度やブザーの
音量など基準に合格したものは、鑑定（NS）マーク（右図）が付いていますので、
購入の目安として下さい。



訪問販売などによる火災警報器の購入は、購入後の無条件解約の申出
（クーリング・オフ）の対象となっています。場合によっては、無条件
で解約できることもあります。

クーリング・オフについては「消費生活相談窓口」または、
お住まいになっている地域の「相談窓口」へお問い合わせ下さい。



石川県消費生活センター
金沢市戸水2丁目30番地
Tel 076-267-6110
利用時間
平日 9:00~17:00
土曜日 9:00~12:30
日曜、祝日、年末年始を除く

奥能登広域圏事務組合消費生活相談室
輪島市三井町洲衛10部11番1
Tel 0768-26-2307
利用時間
平日 9:00~17:00
土曜、日曜、祝日、年末年始を除く

輪島市にお住まいの方
輪島市役所 商工業課
輪島市二ツ屋町2-29
Tel 0768-23-1147

珠洲市にお住まいの方
珠洲市役所 産業振興課
珠洲市上戸町北方1字6-2
Tel 0768-82-7775

能登町にお住まいの方
能登町役場 商工観光課
鳳珠郡能登町字松波13字75
Tel 0768-72-2505

穴水町にお住まいの方
穴水町役場 産業建設課
鳳珠郡穴水町字川島ウの174
Tel 0768-52-3670

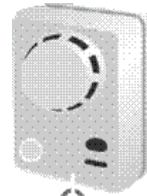
住宅用火災警報器の種類・取り付け

住宅用火災警報器の種類

警報器には煙を感知すると音や音声で知らせるものと、警報器の周囲温度が一定の温度に達すると知らせるものがあります。

奥能登広域圏事務組合火災予防条例で寝室及び階段への設置を義務づけられているのは、煙を感知する「煙式住宅用火災警報器」です。

警報器の電源には電池を使うタイプと家庭用電源を使うタイプがあります。また、取り付け箇所は、天井への取り付け型や、壁掛け型があります。



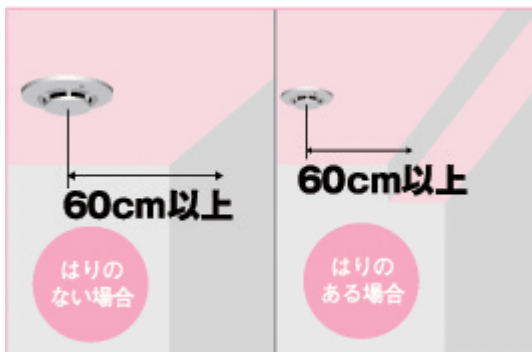
壁掛け型



天井取り付け型

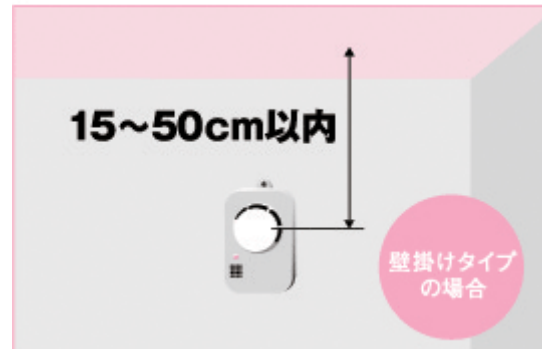
取り付けるときは？

天井へ取り付ける場合



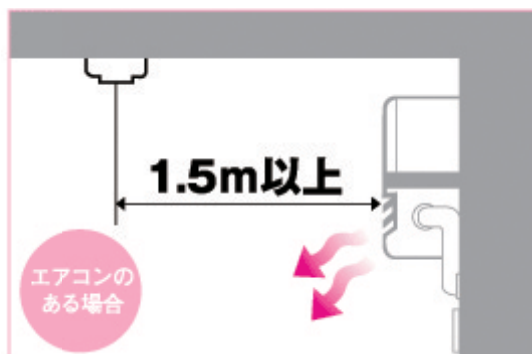
※警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。
※天井にはりがある場合には、はりから60cm以上離して取り付けます。

壁へ取り付ける場合



※警報器の中心天井から15~50cm以内になるように取り付けます。

エアコンなどがある場合



※エアコンや換気扇の吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

電気配線の工事を必要としないタイプであれば、警報器を取り付けるために資格は必要ありませんので、ご自身で取り付け可能です。取り付けの際は、取扱説明書をよく読み、正しい位置に取り付けましょう。



住宅用火災警報器設置例早見表

平屋建て

煙室 居室

: 煙式住宅用火災警報器

2階建て

階段 居室
寝室: 1階
寝室: 2階
寝室: 1、2階

3階建て

階段 居室
寝室: 1階
寝室: 2階
寝室: 3階
寝室: 1、2階
寝室: 1、3階
寝室: 2、3階
寝室: 1、2、3階

上記の表で警報器を設置する必要がなかった階で7㎡以上（概ね4畳半）の居室が5以上ある場合



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、お近くの消防署または「住宅用火災警報器相談室」へ

輪島消防署	TEL 22-0327	住宅用火災警報器相談室 住宅防火対策推進協議会事務局 （財団法人 日本消防設備安全センター） <フリーダイヤル> 0120-565-911 受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで （祝祭日を除く）
珠洲消防署	TEL 82-0247	
能登消防署	TEL 62-0492	
穴水消防署	TEL 52-2011	
門前分署	TEL 42-0649	
内浦分署	TEL 72-0282	
柳田分署	TEL 76-0085	
町野分遣所	TEL 32-0119	
大谷分遣所	TEL 87-2229	